

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名

猪奥 美里

年 月 日	令和3年6月発行				
表題と発行部数	コロナ対策緊急アンケートハガキ 115,000枚				
対象者	主に奈良市民				
配布方法	ポスティング				
発行目的	県議会での取り組みに市民の方々の意見を聞くため				
按分率の説明	本会議や委員会の質疑や県政に関するテーマの際は100%				
内容	・県議会本会議、県議会委員会での質疑についてや政務調査の報告				
編集・制作・発送 等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	プリントバック	¥74,250	40000部	28
	印刷代	プリントバック	¥140,060	75000部	29
	ポスティング	産経企画株式会社	¥949,115		50
	合計			¥1,163,425	円
備考	添付資料:アンケートはがき				

注 発行した広報紙を添付してください。

郵便はがき

6318790

料金受取人私郵便

奈良西局
承認

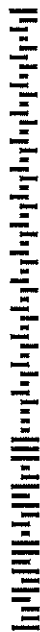
20

差出有効期間
令和5年5月
24日まで
(切手不要)

奈良市西大寺北町1丁目1-16
岡本ビル103

奈良県議会議員

いおく美里行



※裏面のアンケートに、ご協力をお願い致します。

奈良県議会議員

いおく美里

措奥みさと



いおく美里

1980年奈良市生良北
會祖母、祖父母、父母、4人兄弟の9人の大家族で育つ
奈良実業学校、立命館大学卒業、議員秘書を経て、
2011年県議会議員に初当選、以来3期連続当選(11年目)

■コロナ対策緊急アンケート■



奈良県議会議員のいおく美里です。
政策立案のために皆様のご意見をいただきたく、
緊急のアンケートにご協力をお願い致します。

1. 政府のコロナ対策への満足度

満足 (1 2 3 4 5) 不満
※その理由

2. 奈良県のコロナ対策への満足度

満足 (1 2 3 4 5) 不満
※その理由

3. 奈良県も緊急事態宣言を...

出すべき / まん延防止法を / 必要ない / 必要だったが
出すべき / 出すべき / 必要ない / 必要だったが
もう遅い

4. 奈良県で今行うべきコロナ対策は何だと思えますか？

5. 東京オリンピック・パラリンピックについて
中止すべき / 延期すべき / 実施すべき

アンケートは以上です。以下ご記入の上、ご返願ください。

お名前
ご住所
ご連絡先

令和3年度事務所状況報告書

会派・議員名 猪奥 美里

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良市西大寺北町151-3 岡本ビル103号 延べ床面積 27㎡
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 岡本 智喜 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 27㎡ (a) うち政務活動使用面積 13.5㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) $(b) / (a) = 13.5 / 27 \rightarrow$ 按分率 1/2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同じ)
⑨ 備考	事務所住所表示 奈良市西大寺北町1丁目1-16

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

店舗賃貸借契約書

賃貸人 岡本 智喜 (以下甲という) と賃借人 猪奥 美里 (以下乙という) との間に次の通り店舗賃貸借契約 (以下「本契約」という) を締結する。

記

第1条 (賃貸借物件)

甲は、次に表示の建物を賃貸し、乙は以下の条項に従い、これを賃借することを約する。

建物の所在：奈良市西大寺北町1丁目151番地3

建物の名称：岡本ビル

種類構造等：鉄筋コンクリート造 3階建のうち1階 103号室

面積：約27.0㎡

契約面積は専用部分 (末尾添付図面の朱線で囲んだ部分)

第2条 (使用目的)

乙は賃借物件を次の目的のみに使用し、それ以外には使用しない。

目 的 一 店舗

店舗の名称 一

営業種目 一 県議会議員事務所

取扱品目 一

- 乙は前項に定める使用目的の細目に関して、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 乙は前項に定められた使用目的及び営業種目、取扱品目であっても、他の賃借人との間に問題が生じた場合、又は生じる虞れが有る場合には、その変更等について、甲の調整指示するところに従わなければならない。
- 乙は賃借物件の店舗の名称及び営業種目、取扱品目の変更について、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければその目的を変更できない。
- 乙の賃借物件内には理由の如何を問わず何人といえども宿泊又は居住することはできない。
- 乙は使用目的 (店舗) 以外に使用してはならない。

第3条 (営業時間及び営業方法)

乙は営業にあたって次の基準を遵守しなければならない。

(1) 営業場所は賃貸借物件内に限ること。

(2) 乙は、甲が定める営業時間を遵守しなければならない。

第4条 (賃貸借の期間)

賃貸借期間は平成23年9月19日 (賃貸借期間の始期) より向こう2ヶ年とする。

2. 期間満了の甲は6ヶ月前、乙は3ヶ月前までになんらの申し入れのないときは、期間満了の翌日より起算して更に1ヶ年間更新され、以後この例による。

第5条 (礼金)

乙は本契約締結に伴い礼金として金240,000、一円也を甲に支払うものとする。尚、礼金は乙の入居期間の長短に拘らず一切返還されない
(敷金)

乙は本契約締結に伴い、敷金として金120,000、一円也を甲に支払うものとする。

2. 甲は前項の敷金をこの契約が終了し、乙が明け渡し完了した日から1ヶ月後に乙に返還するものとする。但し、未納の家賃、その他この契約に基づいて、乙が甲に支払うべき金額がある時は、これらの金額を控除した残額を返還するものとする。尚、甲は敷金を乙の滞納債務に充当する義務はないものとする。
3. 敷金には利息を付さないものとする。

第6条 (賃料)

賃料は月額金60,000、一円也とする。

2. 乙は平成23年9月19日から賃料を支払うものとする。
3. 賃料は先払いとし、乙は毎月末日までに翌月分を賃料以外の諸費用と共に、甲の指定する場所に持参し支払うか又は甲の指定する銀行預金口座に振込にて支払うものとする。振込料が必要な場合は乙が負担する。

銀行振込先

No.	銀行 名義	支店	預金 宛
-----	----------	----	---------

4. 乙は本契約が終了し賃借物件を完全に明渡すまで賃料を支払うものとする。

第7条 (共益費その他の諸費用)

乙は専用する設備の使用に要する経費のほかに平成23年9月19日から共益費として、月額金(賃料に含む)円也を甲の計算賦課により毎月末日までに翌月分を前条の賃料に合算して甲に支払うものとする。

2. 乙の賃借物件使用に関連して生ずる賃借物件内の冷暖房費、電気、ガス、水道料、その他専用部分にかかわる諸費用は一切乙の負担とする。
3. 賃借物件に対する経常一般の修理は乙の負担とし、基礎構造上の修理は、甲の負担とする。

第8条 (賃料、諸費用の改訂)

経済情勢、物価指数の変動、公租公課の増徴、経費の増加その他相当の事由があるときは、甲は乙に対し賃料の改訂を申し入れることができる。

2. 第7条に定めた共益費その他の諸費用については、諸経費の増加等やむを得ない事由が生じたときは、甲はいつでもこれを改訂することができる。

6. 差押及び仮差押、競売、破産の申立てを受け、又は破産、民事再生法、会社更生の申立てをなしたとき。
7. 主務官庁より営業取消の処分を受けたとき。
8. 成年被後見人、被保佐人の宣言、懲役又は禁固の刑の確定等があり、甲が本契約の継続を不相当と認めたとき。
9. 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲と乙との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
10. その他乙が本契約の各条項（別に定める契約、規約、規則、覚書の各条項を含む）に違反したとき。
11. 賃貸借物件を暴力団の組事務所として使用するに至ったとき、又は暴力団組織の看板代紋等の表示を掲示したとき。
12. 暴力団組織の一員又はそれに類似する団体の構成員若しくは暴力団組織と関係があるとき、又は賃貸借物件が暴力団のたまり場となって暴力団員が出入して他の賃借人、近隣居住者等に不安を抱かせたり迷惑を及ぼしたとき。
13. 賭博場、競輪、競馬等のノミ行為の取次所の開設、売春、覚せい剤、麻薬の密売その他刑罰法令に触れる行為をしたとき。
14. 賃貸借物件を、政治、宗教、組合運動等の集会又はこれに類する場として使用したとき。
15. その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
16. その他、甲乙間の信頼関係をそこなうことがあったとき。

第14条（賃貸借物件の管理）

乙は、賃貸借物件を善良なる管理者の注意をもって使用、管理するとともに、環境の浄化、各種災害防止等についても万全をはからなければならない。

2. 乙、若しくはその役員、使用人、請負人、顧客、その他の関係者等の故意過失により甲並びに第三者に損害を与えたときは、乙は甲並びに第三者に対し、一切の損害を賠償しなければならない。
3. 乙は賃貸借物件及び共用部分等につき、災害防止の措置をとるべき個所が生じたときは、速やかにこれを文書により甲に通知しなければならない。この場合、甲において必要と認めたとき遅延なく所要の指示または措置するものとする。

第15条（改造・補修）

甲が本件建物の全部または一部の改造、共用部分の改修を必要と認めこの工事が施行するときは乙は異議なくこれを承諾するものとする。

2. 前項の工事により乙の営業が中断し、或いは顧客等が減少すること等があっても乙は甲に対し、これに基づく損害の賠償を請求しないものとする。

第16条（毀損損害賠償）

乙又はその使用人その他が賃貸借物件を毀損したときは、乙は甲に通知し、甲が蒙った損害を賠償しなければならない。

第17条 (立入検査)

建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他のために、甲又はその使用人もしくは甲の指示を受けた者は必要時賃貸物件内に立入り又はその内外を検分することができる。

必要ある場合甲は乙に適宜の処置を求めることができ、乙は遅滞なくこれに応じなければならない。

第18条 (免責事項)

つぎにかかげる各号の損害に対して甲はその責任に任じない。

2. 天災、地変、火災、並びに不可抗力による損害
3. 他の賃借人、来店者等に関連して発生した一切の事故による損害。
4. 甲が設置した設備物件の操作もしくは使用中に生じた損害のうち、甲の責に帰すことのできないものもしくは不可抗力によるもの。
5. 乙が第14条第3項に定めた通知を怠ったために乙に生じた損害。

第19条 (契約の消滅)

天災、地変、類焼、その他、甲の責に帰すことのできない事由により賃貸借物件の大部分が滅失または毀損し、本契約を履行することが不可能、若しくは著しく困難になったときは、本契約は当然に終了する。

2. 前項により、乙が蒙った損害については、甲はなんらの責を負わず、乙は甲に対し金銭その他の請求を一切しないこと。又、乙は故意過失等、その理由を問わず、本件建物及び甲に損害を与えた場合には、当然、甲は受領済の礼金並びに賃料等を乙に一切返還しないものとする。

第20条 (解約の手續)

甲又は乙の都合で本契約を解除しようとするときは、甲はその6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに、相手方に対してその旨を書面にて予告しなければならない。但し乙はこの予告に変えて、3ヶ月分の賃料に相当する金額を甲に支払い直ちに解約することができる。

第21条 (賃貸借物件の明渡し)

本契約が終了したときは乙は賃借物件を自費で原状に回復して甲に明渡さなければならない。

2. 乙は明渡しに際し自己の所有物件を全部取去し、原状に復し明渡すものとする。
乙の明渡しの後賃貸借物件内に残存している物(造作設備を含む)について、乙はその所有権を放棄し、甲の自由な処分にゆだねることを承諾する。
3. 乙は明渡しに際しその事由もしくは名目の如何に拘らず、甲に対し移転料、立退料、補償金、造作費、賃借物件について支出した費用の償還等これに類する一切の請求をすることができない。

4. 乙が契約終了後賃借物件の明渡しを遅滞するときは、乙は以後明渡し完了までの賃料並びに諸費用の2倍相当額の明渡し遅延損害金を甲に払うことは勿論、その他の損害をも賠償しなければならない。

第22条 (公共事業による収用等)

賃借物件の全部又は一部が公共事業のため買上げ、収用又は使用された場合、乙は本契約が当然終了することを承諾する。この場合乙は、各目の如何を問わず甲に対し金員等の請求をすることができない。

第23条 (延滞料)

乙が第6条の賃料及び第7条の共益費その他の諸費用の支払いを怠ったとき、日歩4銭の延滞料を甲に支払わなければならない。

第24条 (届出義務)

乙は、賃借物件における営業の責任者、又はそれに代る者の氏名、住所、電話等を甲に報告しなければならない。又、その異動があったときも同様とする。

2. 乙は次の各項に該当するときは、甲の同意を得るものとする。

(1) 乙は、氏名、住所、商号、代表者、印鑑を変更したとき。

(2) 乙が法人の場合、合併、組織変更したとき、若しくは株主、資本構成に重大な変更を生じたとき。

第25条 (苦情) 騒音

乙は、賃借物件使用に対して他の賃借人、並びに近隣、第三者の迷惑にならぬ様、十分考慮の上注意して営業を行うものとする。万一、苦情の申し出があったとき、乙の責任においてすみやかに善処解決し、その結果を甲に報告しなければならない。(特に騒音、臭気に対して注意すること。)

第26条 (連帯保証人)

乙は、甲の承諾する連帯保証人(以下丙という)を立てなければならない。

2. 丙は乙と連帯して、甲に対し本契約にもとづく債務履行の責に任ずる。

3. 丙が法人である場合、その代表者に変更があったときは乙は直ちに甲に対しその旨を届出なければならない。

4. 本契約更新の場合においても丙は引続き連帯保証人の責に任ずる。

但し甲乙の申し出により甲が新連帯保証人を承認した場合はこの限りでない。

5. 丙の財産等に変更を生じたため甲が不適當認めるときは、乙は異議なく甲の承認する他の連帯保証人を立てなければならない。

第27条 (不動産取得税)

不動産取得税のうち乙の内装設備によって増加した建物の価格分については乙の負担とする。

2. 甲が前項の税負担額を確定するために、乙は甲の指示にもとづき当該工事費の支出に関する課税に必要な書類を甲に提出しなければならない。

第28条 (固定資産税)

甲は建物の躯体、基本設備、機械装置、機具等に対して賦課される固定資産税を負担するものとする。

2. 乙は乙の内装設備、器具、什器等に対して賦課される固定資産税を負担するものとする。

第29条 (他の賃貸各室の契約)

乙は本件建物の賃貸各室の賃貸借契約の締結時期、賃貸借期間の始期及び他の賃借人の使用目的等について、甲に対し異議を申し立てないものとする。

第30条 (履行に関する細目)

乙は別の定める建物管理規則が本契約の附属契約であることを承認し不知不読その他の理由をもって免責の主張をしないことを確約する。

第31条 (契約に関する疑義の解決等)

本契約の条項の解釈適用について疑義を生じた場合、またはこの契約に定めのない事項で解決を要する問題を生じた場合は、奈良地方における店舗ビル賃貸借の慣行等に従い甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

2. 乙は賃料不払その他本契約によって紛争が生じた場合、乙は甲がその解決のため支出した弁護士費用及び実費を負担することを承諾する。

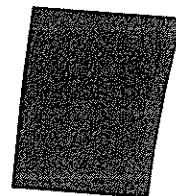
第32条 (裁判管轄)

本契約に関する訴訟については、甲の所在地の裁判所の所轄裁判所とすることを乙は同意した。

特約条項

- 1、賃貸借物件の内装工事は賃借人の負担で行い、不燃材料を使用するものとする。
- 1、賃借人は賃貸借契約解除の際、賃借物件を原状に復元する費用を負担する。
- 1、賃借人は賃借人の負担に於いて店舗総合保険に加入するものとする。
- 1、経常一般の修理は賃借人の負担とする。
- 1、賃貸借物件は、現状有姿のままで賃貸するものとする。
- 1、賃借人は賃借人の顧客等の自転車、バイク等を賃借人の責任に於いて管理する。
万一、自転車・バイク等を置くことにより他の賃借人及び近隣より苦情の申し出
があれば賃借人の責任に於いて善処解決し、賃貸人に一切迷惑を掛けないもの
とする。
- 1、賃借人は、毎月水道料金を家賃と共に賃貸人に支払う。
- 1、エアコン・キッチン・トイレ等の設備維持管理・交換は、賃借人費用負担で行う
ものとする。
- 1、ガス設備なし、使用する場合は賃借人負担とする。
- 1、賃貸借物件の東側駐車場に、賃借人の顧客等駐停車は、厳禁とする。

以上



令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 猪 奥 美 里

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和3年 4月 1日～令和3年 9月 30日
④職務内容	政務活動に関する補助
⑤給料(賃金)	140,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間(時間) / 政務活動(時間) + その他業務(時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数(日) / 政務活動(日) + その他業務(日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合(政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

第11号様式の14(第5条関係)






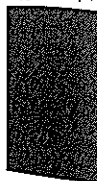
政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

【議員名 猪奥 美里】

雇用者氏名	住所	生年月日	雇入年月日														
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
労働日数			21	22	22	22	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88
労働時間数			158	160	159	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	638
時間外労働			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日労働			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜労働			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給			140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	560,000
時間外手当			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (課税)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (非課税)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計			140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	560,000
非課税合計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支給総額			140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	560,000
健康保険料			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保 険料			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保 険料			420	420	420	420	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,680
社会保険料 合計			420	420	420	420	420	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,680
課税対象額			140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	560,000
所得税			2,680	2,680	2,680	2,680	2,680	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,720
市町村民税			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計			3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,400
差引支給額			136,900	136,900	136,900	136,900	136,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	547,600
領収印																	

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

雇用契約書

ふりがな		生年月日	
氏名			
現住所			
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和 3年 4 月 1 日から 令和 3年 9 月 30日まで		
雇用形態	正規職員 <input checked="" type="radio"/> パートタイム <input type="radio"/> 派遣職員 <input type="radio"/> その他 (<input type="radio"/>)		
就業場所	奈良市西大寺北町1丁目1-16岡本ビル103号		
仕事内容	政務活動に関する補助等		
就業時間 (休憩時間)	9:30~17:30 (休憩1時間)		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・ <input checked="" type="radio"/> その他 (<input type="radio"/>)		
休暇	年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他特別休暇 (<input type="checkbox"/>)		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 850 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月末日) 賃金支払日 (毎月1日) 賃金の支払方法 (<input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input checked="" type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和 3年 4月 1 日</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> 雇用者 被雇用者 </div> <div style="text-align: center;"> 猪奥 美里  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>			

第11号様式の14(第5条関係)

政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

【議員名 猪奥 美里】

雇用者氏名 住所 生年月日 雇入年月日

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
労働日数	13	13	13	13	13	0	0	0	0	0	0	0	52
労働時間数	103	103	103	103	103	0	0	0	0	0	0	0	412
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給	87,550	87,550	87,550	87,550	87,550	0	0	0	0	0	0	0	350,200
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当 (非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額	87,550	87,550	87,550	87,550	87,550	0	0	0	0	0	0	0	350,200
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保 険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保 険料	262	262	262	262	262	0	0	0	0	0	0	0	1,048
社会保険料 合計	262	262	262	262	262	0	0	0	0	0	0	0	1,048
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	262	262	262	262	262	0	0	0	0	0	0	0	1,048
差引支給額	87,288	87,288	87,288	87,288	87,288	0	0	0	0	0	0	0	349,152
領収印	[Redacted]												

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

税金 納付金 資金

給与所得・退職所得等の
所得税徴収高計算書(号)

納 領 収 証 書

32399

令和 年 第 号

納 領 収 証 書 号

奈良 税務署 00036410

税務署使用例

01224281

区分	支払月	支払日	人	税額	納期
給・給料等	03/01	03/12	12	1265200	03/18
労務費等					
労務費等の金					
給与手当等					
厚生等の金					
賞与					
同上の支払 確定年月日					

納期等の区分

令和 年 月

目 03/01

三 03/02

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券受領

印 票

何 様

住所 631-0817 (電話番号)

奈良市西大寺北町1丁目

1-16-103

氏名 猪奥 美里

納期特例分

03401 110 01224281

年末調整による
不足税額

年末調整による
超過税額

本 税 16080

延 滞 税

合 計 額 16080

(領収日付印)

出納印

13. 7. 20

税務署 美里ケ丘

左記の合計額を領収しました。

◎ 日本銀行(本店・支店・代理店・繰入代理店(郵便局を含む。))又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。